

議 案 第 4 号
令和 4 年 2 月 7 日
(2022 年)

吹田市景観まちづくり審議会
会 長 久 隆 浩 様

吹田市長 後 藤 圭 二

「吹田市景観まちづくり計画を推進するための景観形成基準」の
変更について【諮問】(吹田市景観まちづくり計画改定による変更)

標題のことについて、吹田市景観まちづくり計画の改定に伴い、吹田市景観まちづくり計画を推進するための景観形成基準の一部を変更したいので、別紙変更内容について貴審議会に諮問します。

旧（令和4年3月31日まで）	新（令和4年4月1日から）
<p>(略)</p> <p>吹田市景観まちづくり計画を推進するための景観形成基準</p> <p>はじめに</p> <p>本市では、吹田市第3次総合計画の将来像の実現に向け、地域らしさと潤いのある景観を形成し、快適な暮らしの環境の創造に資するとともに、市民、事業者、専門家等及び市の協働による取組により、次代につなぐ良好な景観を「まもり、つくり、はぐくむ」ための基本的な方向性を示すものとして「景観まちづくり計画」を策定しました。</p> <p>「景観まちづくり計画」では、「地勢を活かした、潤いのある景観」「すべての人が快適に暮らせる『生きる景観*』」「調和とめりはりのある景観」を景観の将来像とし、この将来像の実現のため、景観法の活用にも努めることと定めております。</p> <p>「地域らしさと潤いにあふれ、次代に誇れる美しい都市すいた」の実現をめざし、景観法の規定による必要な事項について、「吹田市景観まちづくり計画を推進するための景観形成基準」(以下「景観形成基準」という。)に定めます。</p> <p>注) 『生きる景観*』 人々の日常生活の中で身近に見られるまちの景観であり、特にいきいきと生きていることが実感できる個性や魅力ある景観をさしています。</p> <div data-bbox="460 1249 1083 1648" data-label="Diagram"> </div> <p>(略)</p> <p>1</p> <p>(略)</p> <p>2</p>	<p>(略)</p> <p>吹田市景観まちづくり計画を推進するための景観形成基準</p> <p>はじめに</p> <p>本市では、<u>平成19年（2007年）に地域らしさと潤いのある景観を形成し、快適な暮らしの環境の創造に資するとともに、次代につなぐ良好な景観を「まもり、つくり、はぐくむ」ための基本的な方向性を示すものとして「吹田市景観まちづくり計画」を策定し、市民、事業者、専門家等及び市の協働による取組を進めてきました。</u></p> <p><u>それから10年以上が経過する中、本市を取り巻く状況の変化や、吹田市第4次総合計画の策定など、上位関連計画の策定、見直しなども進められ、今後の本市のまちづくりへの対応や各種計画、施策などとの整合を図っていく必要があることから、理念や考え方は継承しつつ、本市の景観まちづくりのより一層の推進を図るため、令和4年（2022年）に「吹田市景観まちづくり計画」を改定しました。</u></p> <p><u>この「吹田市景観まちづくり計画を推進するための景観形成基準」（以下「景観形成基準」という。）は、吹田市景観まちづくり計画に示す将来像の実現をめざし、景観法の規定による必要な事項について定めるものです。</u></p> <div data-bbox="1736 1228 2448 1648" data-label="Diagram"> </div> <p>(略)</p> <p>1</p> <p>(略)</p> <p>2</p>

旧（令和4年3月31日まで）	新（令和4年4月1日から）
<p>2.良好な景観の形成に関する方針【景観法第8条第3項】</p> <p>(1)景観計画区域(全域)</p> <p>「良好な景観の形成に関する方針」は、「景観まちづくり計画」の「基本目標」と「基本方針」のとおりです。</p> <p>ア.地勢を活かした、潤いのある景観をまもり、はぐくむ</p> <p>(ア)緑の保全と育成を進めます。</p> <p>(イ)潤いのある水辺景観を育成します。</p> <p>(ウ)共生の景観保全・整備を進めます。</p> <p>イ.すべての人が快適に暮らせる「生きる景観」をまもり、はぐくむ</p> <p>(ア)良好な住環境の保全・育成を進めます。</p> <p>(イ)歴史的な景観の保全・整備を進めます。</p> <p>(ウ)潜在的な景観資源の活用を進めます。</p> <p>ウ.調和とめりはりのある景観をつくり、はぐくむ</p> <p>(ア)地域に調和するまちづくりを進めます。</p> <p>(イ)シンボルとなる景観を創造します。</p> <p>(ウ)特徴ある景観の活用・演出を進めます。</p> <p>(2)重点地区</p> <p>別表3の地区毎の基本目標と基本方針に定めるとおりとします。</p> <p>3</p> <p>(略)</p> <p>4</p>	<p>2.良好な景観の形成に関する方針【景観法第8条第3項】</p> <p>(1)景観計画区域(全域)</p> <p>「良好な景観の形成に関する方針」は、「景観まちづくり計画」の「基本目標」と「基本方針」のとおりです。</p> <p>ア.<u>地形</u>を活かした「<u>潤いのある景観</u>」をまもり、はぐくむ</p> <p>(ア)緑の保全と育成を進めます。</p> <p>(イ)潤いのある水辺景観の<u>育成を進めます。</u></p> <p>(ウ)共生の景観保全・整備を進めます。</p> <p>イ.<u>市民がまちを住みこなす*1</u>ことによる「<u>生きる景観*2</u>」をまもり、はぐくむ</p> <p>(ア)良好な住環境の保全・育成を進めます。</p> <p>(イ)歴史的な景観の保全・整備を進めます。</p> <p>(ウ)<u>いきいきとした暮らしの舞台となる景観づくり</u>を進めます。</p> <p>ウ.<u>景観の特性を尊重した「調和と個性のある景観」</u>をつくり、はぐくむ</p> <p>(ア)地域に調和するまちづくりを進めます。</p> <p>(イ)シンボルとなる景観を創造します。</p> <p>(ウ)特徴ある景観の活用・演出を進めます。</p> <p>(2)重点地区</p> <p>別表3の地区毎の基本目標と基本方針に定めるとおりとします。</p> <p><u>*1)住みこなす 住まいの地域や自らの活動を取り巻く周辺環境への働きかけに能動的に取り組むこと。定住することだけでなく、学ぶ、働く、楽しむなど様々なシーンにおける働きかけを含みます。</u></p> <p><u>*2)「生きる景観」人々の日常生活の中で身近に見られるまちの景観であり、特にいきいきと生きていることが実感できる個性や魅力ある景観をさしています。</u></p> <p>3</p> <p>(略)</p> <p>4</p>

旧（令和4年3月31日まで）	新（令和4年4月1日から）
<p>(2)行為の制限</p> <p>ア.景観計画区域 本市における良好な景観の形成に向けた行為の制限は、景観誘導基準（別表1及び別表2）のとおりとします。 注)景観誘導基準における「ガイドラインや方針」とは、「景観デザインマニュアル」及び特定のエリアにおけるガイドラインや方針(「千里ニュータウンのまちづくり指針」、「千里丘地域の大規模開発における景観形成の手引き」及び「内本町・南高浜町周辺のまちなみガイドライン」)とします。</p> <p>イ.重点地区 重点地区における良好な景観の形成に向けた行為の制限は、重点地区関係（別表3）のとおりとします。</p> <p>(3)変更命令の対象となる行為の制限 景観法第17条第1項に基づく特定届出対象行為は以下のとおりとします。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>ア.建築物の建築等 イ.工作物の建設等</p> </div> <p>4.景観重要建造物及び景観重要樹木の指定の方針【景観法第8条第2項第3号】 景観重要建造物及び景観重要樹木は、道路その他の公共の場所から眺められ、次に該当するもののうち、地域の景観上重要と認められるものを対象に、所有者の意見を聴いて指定します。</p> <p>(1)景観重要建造物 ア.周辺地域の良好な景観を特徴づけている建造物 イ.歴史的、文化的又は建築的価値を持つ建造物 ウ.市民に親しまれている建造物 エ.良好な景観形成のため市長が必要と認める建造物</p> <p>(2)景観重要樹木 ア.美観風致を維持するため、必要があると認める樹木 イ.市民に親しまれ愛されている樹木 ウ.良好な景観の形成のため市長が必要と認める樹木</p> <p style="text-align: right;">5</p> <p>(略)</p>	<p>(2)行為の制限</p> <p>ア.景観計画区域 本市における良好な景観の形成に向けた行為の制限は、景観誘導基準（別表1及び別表2）のとおりとします。 注)景観誘導基準における「ガイドラインや方針」とは、「景観デザインマニュアル」、「<u>屋外広告物ガイドライン</u>」及び特定のエリアにおけるガイドラインや方針(「千里ニュータウンのまちづくり指針」、「千里丘地域の大規模開発における景観形成の手引き」及び「内本町・南高浜町周辺のまちなみガイドライン」)とします。</p> <p>イ.重点地区 重点地区における良好な景観の形成に向けた行為の制限は、重点地区関係（別表3）のとおりとします。</p> <p>(3)変更命令の対象となる行為の制限 景観法第17条第1項に基づく特定届出対象行為は以下のとおりとします。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>ア.建築物の建築等 イ.工作物の建設等</p> </div> <p>4.景観重要建造物及び景観重要樹木の指定の方針【景観法第8条第2項第3号】 景観重要建造物及び景観重要樹木は、道路その他の公共の場所から眺められ、次に該当するもののうち、地域の景観上重要と認められるものを対象に、所有者の意見を聴いて指定します。</p> <p>(1)景観重要建造物 ア.周辺地域の良好な景観を特徴づけている建造物 イ.歴史的、文化的又は建築的価値を持つ建造物 ウ.市民に親しまれている建造物 エ.良好な景観形成のため市長が必要と認める建造物</p> <p>(2)景観重要樹木 ア.美観風致を維持するため、必要があると認める樹木 イ.市民に親しまれ愛されている樹木 ウ.良好な景観の形成のため市長が必要と認める樹木</p> <p style="text-align: right;">5</p> <p>(略)</p>

別表1 景観誘導基準

1.共通事項

- (1)本市の自然条件や風土、歴史の流れの中で培われた地域の個性を尊重し、地域の景観に与える違和感や雑然さを軽減するように努め、地域全体として調和のとれたものとなるよう配慮すること。
- (2)景観資源の質の向上と地域特性を活かしたまちづくりに資するよう、「景観まちづくり計画」の類型別景観まちづくり計画及び地域別景観まちづくり計画の目標と方針に基づいた計画・設計を行う。
- (3)景観形成に関わるガイドラインや方針を有するエリアではガイドライン等を取り入れた設計・計画に努める。

2.建築物

(1)住居系用途地域(都市計画法第8条の規定により近隣商業地域、商業地域、準工業地域、又は工業地域に定められている地域以外の地域)

1.全体計画 ・配置等	(1) 周辺の景観と調和し、まとまりのある意匠にするよう努める
	(2) 道路等の公共空間にゆとりをもたらし、圧迫感を低減するように努める
2.屋根の形態 意匠及び素材	周辺と調和する屋根の意匠形態に努める
3.外壁の形態 意匠及び素材	(1) 壁面の意匠形態が周辺のまちなみを乱さないように配慮する
	(2) 周辺のまちなみや建物と調和する色彩を用いる
	(3) アクセントカラー以外の色彩は別表2による
	(4) 色彩の氾濫を防ぐ
	(5) アクセントカラーは、各立面の1/20以内とする
	(6) 周囲と調和する落ち着いた印象をもたらす素材とする
	(7) 歴史の景観においては、伝統的な建材を取り入れるなど、素材での調和にも配慮する
4.屋上工作物等 ・附帯設備	(1) 乱雑にならないよう配慮する
	(2) 夜間景観に配慮する
5.敷際	ゆとりの空間や視覚的な広がり確保、緑化に努める
6.駐車・駐輪場、 ごみ置場	道路からの見え方に配慮する
7.植栽	緑の保全と育成に努める

別表1 景観誘導基準

1.共通事項

- (1)本市の自然条件や風土、歴史の流れの中で培われた地域の個性を尊重し、地域の景観に与える違和感や雑然さを軽減するように努め、地域全体として調和のとれたものとなるよう配慮すること。
- (2)景観資源の質の向上と地域特性を活かしたまちづくりに資するよう、「景観まちづくり計画」の景域別景観まちづくり方針に基づいた計画・設計を行う。
- (3)景観形成に関わるガイドラインや方針を有するエリアではガイドライン等を取り入れた設計・計画に努める。

2.建築物

(1)住居系用途地域(都市計画法第8条の規定により近隣商業地域、商業地域、準工業地域、又は工業地域に定められている地域以外の地域)

1.全体計画 ・配置等	(1) 周辺の景観と調和し、まとまりのある意匠にするよう努める
	(2) 道路等の公共空間にゆとりをもたらし、圧迫感を低減するように努める
2.屋根の形態 意匠及び素材	周辺と調和する屋根の意匠形態に努める
3.外壁の形態 意匠及び素材	(1) 壁面の意匠形態が周辺のまちなみを乱さないように配慮する
	(2) 周辺のまちなみや建物と調和する色彩を用いる
	(3) アクセントカラー以外の色彩は別表2による
	(4) 色彩の氾濫を防ぐ
	(5) アクセントカラーは、各立面の1/20以内とする
	(6) 周囲と調和する落ち着いた印象をもたらす素材とする
	(7) <u>歴史的な景観</u> においては、伝統的な建材を取り入れるなど、素材での調和にも配慮する
4.屋上工作物等 ・附帯設備	(1) 乱雑にならないよう配慮する
	(2) 夜間景観に配慮する
5.敷際	ゆとりの空間や視覚的な広がり確保、緑化に努める
6.駐車・駐輪場、 ごみ置場	道路からの見え方に配慮する
7.植栽	緑の保全と育成に努める

旧（令和4年3月31日まで）

新（令和4年4月1日から）

(2) 商業系用途地域(都市計画法第8条の規定により近隣商業地域、商業地域に定められている地域)

1.全体計画 ・配置等	(1) 周辺の景観と調和し、まとまりのある意匠にするよう努める
	(2) 道路等の公共空間にゆとりをもたらし、圧迫感を低減するように努める
	(3) 商業施設の場合は敷地の開放性を高め、回遊性ある空間にするよう努める
	(4) 業務施設は周辺の建物と壁面位置を揃え、ファサードを整えるよう努める
2.屋根の形態 意匠及び素材	周辺と調和する屋根の意匠形態に努める
3.外壁の形態 意匠及び素材	(1) 壁面の意匠形態が周辺のまちなみを乱さないように配慮する
	(2) 単調にならないよう工夫する
	(3) 周辺のまちなみや建物と調和する色彩を用いる
	(4) アクセントカラー以外の色彩は別表2による
	(5) 色彩の氾濫を防ぐ
	(6) アクセントカラーは各立面の1/10以内とする
	(7) 周囲と調和する落ち着いた印象をもたらす素材とする
	(8) ミラーガラスの使用は周囲との調和に十分配慮し、住宅が隣接する場合は使用を極力避ける
	(9) 歴史の景観においては、伝統的な建材を取り入れるなど、素材での調和にも配慮する
4.屋上工作物等 ・附帯設備	(1) 乱雑にならないよう配慮する
	(2) 夜間景観に配慮する
5.敷地	ゆとりの空間や視覚的な広がり確保、緑化に努める
6.駐車・駐輪場、 ごみ置場	道路からの見え方に配慮する
7.植栽	緑の保全と育成に努める

I-2

(2) 商業系用途地域(都市計画法第8条の規定により近隣商業地域、商業地域に定められている地域)

1.全体計画 ・配置等	(1) 周辺の景観と調和し、まとまりのある意匠にするよう努める
	(2) 道路等の公共空間にゆとりをもたらし、圧迫感を低減するように努める
	(3) 商業施設の場合は敷地の開放性を高め、回遊性ある空間にするよう努める
	(4) 業務施設は周辺の建物と壁面位置を揃え、ファサードを整えるよう努める
2.屋根の形態 意匠及び素材	周辺と調和する屋根の意匠形態に努める
3.外壁の形態 意匠及び素材	(1) 壁面の意匠形態が周辺のまちなみを乱さないように配慮する
	(2) 単調にならないよう工夫する
	(3) 周辺のまちなみや建物と調和する色彩を用いる
	(4) アクセントカラー以外の色彩は別表2による
	(5) 色彩の氾濫を防ぐ
	(6) アクセントカラーは各立面の1/10以内とする
	(7) 周囲と調和する落ち着いた印象をもたらす素材とする
	(8) ミラーガラスの使用は周囲との調和に十分配慮し、住宅が隣接する場合は使用を極力避ける
	(9) <u>歴史的な</u> 景観においては、伝統的な建材を取り入れるなど、素材での調和にも配慮する
4.屋上工作物等 ・附帯設備	(1) 乱雑にならないよう配慮する
	(2) 夜間景観に配慮する
5.敷地	ゆとりの空間や視覚的な広がり確保、緑化に努める
6.駐車・駐輪場、 ごみ置場	道路からの見え方に配慮する
7.植栽	緑の保全と育成に努める

I-2

旧（令和4年3月31日まで）

新（令和4年4月1日から）

(3) 工業系用途地域(都市計画法第8条の規定により準工業地域又は工業地域に定められている地域)

1.全体計画 ・配置等	(1) 周辺の景観と調和し、まとまりのある意匠にするよう努める
	(2) 道路等の公共空間にゆとりをもたらし、圧迫感を低減するように努める
	(3) 商業施設の場合は敷地の開放性を高め、回遊性ある空間にするよう努める
	(4) 業務施設は周辺の建物と壁面位置を揃え、ファサードを整えるよう努める
2.屋根の形態 意匠及び素材	周辺と調和する屋根の意匠形態に努める
3.外壁の形態 意匠及び素材	(1) 壁面の意匠形態が周辺のまちなみを乱さないように配慮する
	(2) 周辺のまちなみや建物と調和する色彩を用いる
	(3) アクセントカラー以外の色彩は別表2による
	(4) 色彩の氾濫を防ぐ
	(5) アクセントカラーは各立面の1/5以内とする
	(6) 周辺と調和する落ち着いた印象をもたらす素材とする
	(7) ミラーガラスの使用は周辺との調和に十分配慮し、住宅が隣接する場合は使用を極力避ける
	(8) 歴史の景観においては、伝統的な建材を取り入れるなど、素材での調和にも配慮する
4.屋上工作物等 ・附帯設備	(1) 乱雑にならないよう配慮する
	(2) 夜間景観に配慮する
5.敷地	ゆとりの空間や視覚的な広がり確保、緑化に努める
6.駐車・駐輪場、 ごみ置場	道路からの見え方に配慮する
7.植栽	緑の保全と育成に努める

3.工作物

1.周辺との調和に配慮する
2.圧迫感の低減に努める
3.色彩は別表2による

4.開発行為

1.周辺との調和に努める
2.緑の保全と育成に努める

I-3

(略)

(3) 工業系用途地域(都市計画法第8条の規定により準工業地域又は工業地域に定められている地域)

1.全体計画 ・配置等	(1) 周辺の景観と調和し、まとまりのある意匠にするよう努める
	(2) 道路等の公共空間にゆとりをもたらし、圧迫感を低減するように努める
	(3) 商業施設の場合は敷地の開放性を高め、回遊性ある空間にするよう努める
	(4) 業務施設は周辺の建物と壁面位置を揃え、ファサードを整えるよう努める
2.屋根の形態 意匠及び素材	周辺と調和する屋根の意匠形態に努める
3.外壁の形態 意匠及び素材	(1) 壁面の意匠形態が周辺のまちなみを乱さないように配慮する
	(2) 周辺のまちなみや建物と調和する色彩を用いる
	(3) アクセントカラー以外の色彩は別表2による
	(4) 色彩の氾濫を防ぐ
	(5) アクセントカラーは各立面の1/5以内とする
	(6) 周辺と調和する落ち着いた印象をもたらす素材とする
	(7) ミラーガラスの使用は周辺との調和に十分配慮し、住宅が隣接する場合は使用を極力避ける
	(8) <u>歴史的な</u> 景観においては、伝統的な建材を取り入れるなど、素材での調和にも配慮する
4.屋上工作物等 ・附帯設備	(1) 乱雑にならないよう配慮する
	(2) 夜間景観に配慮する
5.敷地	ゆとりの空間や視覚的な広がり確保、緑化に努める
6.駐車・駐輪場、 ごみ置場	道路からの見え方に配慮する
7.植栽	緑の保全と育成に努める

3.工作物

1.周辺との調和に配慮する
2.圧迫感の低減に努める
3.色彩は別表2による

4.開発行為

1.周辺との調和に努める
2.緑の保全と育成に努める

I-3

(略)